

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年2月8日

世田谷区

1. 事業計画の概要

(1) 契約件名

令和6年度：(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地事業基本計画(骨子)作成業務委託

令和7年度：(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地事業基本計画作成業務委託

(2) 委託箇所：世田谷区北烏山七丁目12番(一部)、14番

(3) 対象地：(仮称)北烏山七丁目緑地予定地

(4) 面積：30,660.70㎡(都市計画道路区域含む、地先道路予定地除く)

(5) 用地取得：令和5年度から令和8年度にかけて用地取得予定

(6) 事業計画の目的と内容

本業務は、現在区が用地の取得を進めている「(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地」(以下、緑地予定地)を都市緑地として開設するにあたり、地域特性や周辺環境、地域のみどりを形成してきた経緯等を踏まえ、令和5年度に策定した基本構想を基に、令和6年度に基本計画(骨子)、令和7年度に基本計画を作成する業務委託である。緑地予定地は、用地取得完了後に整備工事を予定しており、緑地予定地内に残る既存樹林地を保全し、烏山寺町周辺一帯の「みどりの拠点」づくりを推進するとともに、大規模な敷地を活かしながら、豊かな自然環境の中で人と生きものがふれあう緑地づくりを行うことを目的としている。

(7) 履行期間

令和6年4月下旬から令和8年3月下旬まで(予定)

(契約は年度毎に締結することとし、前年度の履行内容が良好と認められること、及び当該年度予算の配当があることを契約の条件とする。)

2. 提案限度額

令和6年度 44,000,000円(消費税込み)

令和7年度 50,000,000円(消費税込み)

(令和7年度の金額についてはあくまで参考値であり、この通りの金額での契約締結を見込むものではない。応募者は上記金額を参考とし、提案金額の範囲内での提案を行うこと。)

3. 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

4. プロポーザル方式を採用する理由

本事業は、既存のまとまりのある樹林地を保全し、公園緑地として整備することで、烏山寺町周辺に「みどりの拠点」づくりを推進するとともに、自然環境の持つ多様な機能を活用したグリーンインフラの推進や、大規模敷地を活かした地域の防災機能の向上に寄与することを目的としている。これまで、計画策定の前段階として、令和4年度及び令和5年度に「生物に関する基礎調査」を行い、令和5年度に区としての整備の基本的な考え方を取りまとめた「基本構想」を策定した。

緑地計画にあたっては、上記の基礎調査及び基本構想を基に、令和6年度から住民参加検討会等の実施により住民意見を踏まえながら、官民連携及び公園緑地の利活用の視点を取り入れ、基本計画（骨子）及び基本計画を策定する。また、計画の具体化にあたっては、「公園計画や設計について専門的知見により総合的に判断できる統括能力」「公園施設や建築設計に関する高い知識」「植栽や生物多様性についての専門的知見」、「計画段階から合意形成を図り得た経験を持つ区民協働の実績とノウハウ」「民間事業者や区民協働による公園運営検討及び運営実績」、「公園づくりニュースやアンケート調査等に発揮される高い広報作成能力」等、公園計画を総合的に進めるにあたり従事する技術者一人ひとりの高い技術力とあわせて総合的なチーム組成が必要となる。

世田谷区のみどり行政並び当該地の現況や課題を踏まえ、様々な主体や地域住民との協働、官民連携の検討を行い、計画について具体化を図るためには、多面的な情報を把握・分析し計画立案に的確に反映することのできる専門的な技術と総合的な監修能力が求められる。

これらの条件を満たす能力等を有する事業者者に委託する必要があるため、公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

5. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業又は特定委託共同企業体（以下「JV」という）とする。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

①単体企業（再委託する協力事務所を含む）は本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）による措置を現に受けていないこと。

- ③世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④国税、都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- ⑤会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- ⑥応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月 10 日条例第 55 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

※各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

- (2) J Vとして本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、J Vを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

- ①代表構成員は、本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。
- ②代表構成員は、5. (1) ②から⑥をすべて満たすこと。
- ③代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。
- ④すべての構成員は、5. (1) ②から⑥をすべて満たすこと。

※各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

※単体企業として参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案書の提出までに代表構成員として J Vを組成し、別途定める共同企業体協定書を提出し、応募することは認める。

※ J Vとして参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案書の提出までに J Vの構成員を新たに追加し、別途定める共同企業体協定書を提出し応募することは認める。

- (3) 参加における制限

- ①応募者からの応募は 1 点のみとする。
- ②応募者は、連名による応募はできない。
- ③応募者が単体企業である場合、他の応募者である J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ④応募者が J Vである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者である J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ⑤応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者の単体企業、及び J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

※応募者が業務を再委託する協力事務所が、他の応募者の協力事務所となることは妨げない。

※(2)の※で追加された構成員が、(3)③～⑤を満足しない場合は、該当する構成員が所属する全ての J Vは失格となる。

※上記①～⑤の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

- (4) 参加資格要件

以下の項目を満たす技術者を全て配置するものとする。

①主任技術者

- ・本業務を統括するに相応しい技術者

②以下の担当技術者を配置すること。

- ・公園計画に関する技術者
- ・建築計画に関する技術者
- ・住民協働に関する技術者
- ・植栽計画（保全計画を含む）に関する技術者
- ・生物（哺乳類・爬虫類・両生類・鳥類・昆虫類）に関する知見を有する技術者
- ・公園緑地における官民連携に関する実績・知見を有する技術者
- ・広報作成等に関する技術者

※上記の各技術者は兼務を可能とするが、十分に能力を発揮できるよう技術者の配置を求める。

※その他、本業務に相応しいと考えられる技術者等の配置提案を認める。

6. 説明書の交付期間

- (1) 交付期間：令和6年2月8日（木）から2月26日（月）（土・日曜日、祝日を除く9時から17時まで）
- (2) 場所：世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課窓口及び世田谷区ホームページ
住所：19. 担当部署を参照
E-mail SEA02074@mb.city.setagaya.tokyo.jp
HP 世田谷区ホーム>目次から探す>住まい・街づくり・環境>公園・緑道>事業者の方へ>「(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地事業基本計画（骨子）・基本計画作成業務委託」公募型プロポーザルの実施について
URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/012/004/d00208229.html>
- (3) 交付方法：上記窓口にて希望者に無償で交付する。また世田谷区ホームページに掲載する。

7. 現地見学の実施

現地見学に参加を希望する場合は、【様式12】「現地見学参加申込書」に必要事項を記入のうえ、申し込みすること。詳細については【様式12】「現地見学参加申込書」の注意事項を確認すること。

- (1) 受付期間：令和6年2月8日（木）から2月26日（月）（土・日曜日、祝日を除く9時から17時まで）
- (2) 提出先：世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課
住所：19. 担当部署を参照
E-mail SEA02074@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(3) 提出方法：【様式12】「現地見学参加申込書」に必要事項記載の上、押印し電子メールにてPDF形式で添付、提出すること。

(4) 現地見学の実施

以下の2回のうち希望する回に参加すること。

回名	令和6年2月29日(木)	回名	令和6年3月1日(金)
第1回	14時半～16時	第2回	14時半～16時

8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年2月19日(月)9時から2月28日(水)17時まで

(2) 質問方法

【様式13】「プロポーザル質問書」を電子メールに添付し提出すること。件名は『(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地事業プロポーザル質問』とし、件名の末尾には会社名を明記すること。なお、電話での質問には応じない。

(3) 送付先

E-mail SEA02074@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(4) 回答方法

質問事項を取りまとめ、令和6年3月4日(月)までに質問者全員に電子メールにより回答する。また、世田谷区ホームページにも掲載する。

9. 参考資料の貸与

下記の参考資料を必要とする場合は【様式14】「参考資料貸与申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付し提出すること。詳細については【様式14】「参考資料貸与申込書」の注意事項を確認すること。

(1) 受付期間：令和6年2月8日(木)9時から2月26日(月)17時まで

(2) 提出先：世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課

住所：19. 担当部署を参照

E-mail SEA02074@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(3) 提出方法：【様式14】「参考資料貸与申込書」に必要事項記載の上、電子メールにてPDF形式で添付、提出すること。

(4) 貸与資料一覧

- ・【参考資料①】(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地基礎調査委託報告書(PDF)
- ・【参考資料②】(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地生物に関する基礎調査委託(PDF)
- ・【参考資料③】(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地測量及び基本構想策定業務委託中間報告書(CAD、PDF)

10. 参加表明書及び提案書（1次審査書類）に求める内容

(1) 書式と内容について

文字サイズ12ポイントを標準とし、文字は読みやすい大きさとする。用紙は片面印刷、カラー印刷可とし、各項目について記載すること。留意事項に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。また、提出物の記載内容等について区担当者より確認を要すると判断した場合は、個別に確認のため連絡をとることがある。

提案書（1次審査書類）の作成にあたっては、別紙仕様書（案）及び貸与する参考資料等を参考とし、企画提案を行うこととする。仕様書（案）の内容を踏まえ企画提案することとするが、企画提案により業務の内容や数量等については、事業主旨を踏まえ変更して提案することは可能である。

11. 提案書（1次審査）の審査方法

(1) 審査委員会及び評価基準

提出された提案書（1次審査書類）の審査は、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱に基づき、審査委員会を設置し、下記審査項目及び別に定める審査要領に沿って点数を付け順位を決定する。

1次審査実施予定日：令和6年3月11日（月）～13日（水）

(2) 参加表明書に求める内容

各様式に必要な事項を記入し提出すること。

項目	留意事項
①参加表明書 【様式1】	・【様式1-1】参加表明書（単体企業用） ・【様式1-2】参加表明書（共同企業体用） ※単体企業、共同企業体のいずれかの体制として参加表明書を提出する。 ※正・副各1部ずつ提出すること。内容を確認し、副本は受領印を押印し返却する。
②特定委託共同企業体協定書 【様式2】	・JVとして、事業を応募する場合に提出する。
③事業者の概要 【様式3】	・応募者名、事業者名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金額、従業員数、沿革、事業内容を記載する。
④協力事務所参加届 【様式4】	・再委託先の協力事務所の概要、再委託する業務範囲を記載する。
⑤業務実施体制表 【様式5】	・配置予定の主任技術者及び担当技術者を記載する。 ・担当技術者欄は、最低2名とし、必要に応じて適宜追加する

	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先を記載すること。
⑥納税（滞納なし）証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・国税、都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
⑦参考資料 【様式自由】 ※提出は任意とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・単体企業（再委託含む）や共同企業体（代表構成員、構成員）の会社概要がわかるパンフレット等

(3) 提案書（1次審査書類）に求める内容

各様式に必要事項を記入し提出すること。

項目	留意事項
①提案書（1次審査書類）表紙	
【様式6】	<p>提案書（1次審査書類）の副本は、コピーとし13。参加表明書及び提案書（1次審査書類）の提出期間、提出先及び方法（3）提出方法及び部数に掲載の必要部数を提出すること。</p>
②業務実施方針の考え方	
<p>【様式7】 A3サイズ（横）/1枚</p>	<p>基礎調査及び基本構想を基に、区民との合意形成を図る住民参加検討会やオープンパーク等の住民参加の取り組みを行いながら、官民連携及び公園の利活用等の視点を取り入れ、公園の基本計画を取りまとめることを提案者に求める。本緑地は、寺院が立ち並ぶ住宅地にある大規模な樹林地であり、大木となった樹林や、草地、竹林等、約400種類の多様な植物で構成され、草原性・森林性等の300種類以上の昆虫や一般的な鳥類のほかにモズやオオタカの飛来も確認されている。</p> <p>このような貴重な自然資源を抱える本緑地において、別紙「仕様書（案）」を参考に、生物多様性に配慮しながら、区民参加や官民連携による視点を踏まえた緑地づくり（基本計画（骨子）、基本計画）を検討、実現するためには、どのように業務を進めていく必要があると考えるか、記述すること。</p>

③業務実施体制の考え方	
<p>【様式 8】 A 3 サイズ（横） / 2 枚まで</p>	<p>業務実施方針に示された業務を確実に進めるためには、どのような業務実施体制をつくり業務に取り組んでいく必要があると考えるか。求められる各技術者、スタッフの能力、取り組み体制、役割分担について、考えを記述すること。</p> <p>※参加資格要件に記載の技術者に加えて、その他本業務を適切に履行するにあたり相応しい技術者等の配置提案を認める。</p> <p>※ 2 次審査の質疑応答に用いるので、役割分担や技術者の資格、能力等わかるよう記述すること。</p>
④（課題 1）ランドスケープデザイン、生物を活かした緑地づくりに関する提案	
<p>【様式 9】 A 3 サイズ（横） / 1 枚</p>	<p>令和 5 年度に策定した基本構想において、「緑地づくりの基本的な考え方」、「基本構想図」を示している。</p> <p>上記内容を踏まえ、既存樹木を保全しながら、特に生物に配慮した緑地計画（ランドスケープデザイン）として、重視したい視点や着眼点などを明らかにし、どのような要素・機能を取り入れた緑地づくりを行うことが考えられるか記述すること。</p> <p>※提案にあたっては、作図やイメージスケッチ等を用いて視覚的に分かりやすく作成すること。</p>
⑤（課題 2）住民協働に関する企画提案	
<p>【様式 10】 A 3 サイズ（横） / 1 枚</p>	<p>令和 5 年度に策定した基本構想において、「豊かなみどり・生きものに囲まれた活動・協働の場の創出」として、地域住民との協働により、緑地のみどりを守り、育んでいくとしている。住民参加検討会において、どのような内容のワークショップを行い、合意形成を図りながら、緑地づくりに参加してもらうことが考えられるか。また、住民との協働による緑地の運営をめざし、基本計画の段階からどのようなプログラムを実施し、緑地づくりに魅力や興味を持たせ、地域住民の主体による組織を立上げ、試験的活動を行うことが考えられるか、そのプロセスやプログラムを提案すること。さらに、緑地整備後は、どのように管理運営を住民協働で行うことが考えられるか、記述すること。</p> <p>※提案にあたっては、作図やイメージスケッチ等を用い</p>

	て視覚的に分かりやすく作成すること。
⑥スケジュール案	
【様式11】 A3サイズ（横）/1枚	2か年の工程計画（令和6年度、令和7年度）について、主たる検討項目と各業務の関係性がわかるよう記載すること。
⑦見積書	
【様式自由】 任意様式/1式	令和6年度、令和7年度の2か年のそれぞれの取り組む業務について概算（業務項目、算出根拠、見積）を明示する。別紙仕様書（案）のほか本プロポーザル提案を踏まえて作成する。
⑧業務実施体制表	
【様式5】 A4サイズ（横）/必要な枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の、主任技術者及び担当技術者を記載する。 ・担当技術者欄は、必要に応じて適宜追加すること。 ・他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先を記載すること。

12. 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の提出を受けて参加資格の確認を行い、該当者が4社以上の場合、以下の項目について評価し、提案書の提出予定者を3社程度に決定する。

【1次審査の項目】業務の趣旨、参加条件を踏まえ以下の評価基準を定める。

選定の項目	評価項目
① 業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の内容、業務の目的を的確に理解しているか。 ・公園計画と協働（住民参加や官民連携）の関係性を的確にとらえ、実現性、独創性があるか。
② 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な団体（企業等）か。 ・業務実施体制、業務分担が適正であり、円滑な業務を遂行できる体制となっているか。 ・主任技術者は本業務を的確に履行するための業務統括能力（経験年数、能力等）を有しているか。 ・配置技術者は、担当する業務を的確に履行できる能力を有しているか。
③ ランドスケープデザイン、生物を活かした緑地づくりに関す	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の内容を的確に理解し、重視すべき事項が明確に示され、計画に関する着眼点が本計画にふさわしいものとなっているか。 ・提案内容は、この土地ならではの高質な空間を体現され、魅力を

る提案	持ち合わせるとともに、説得力、根拠が備わったものになっているか。 ・作成された資料の表現力は十分か。
④ 住民協働に関する企画提案	・基本構想の内容を的確に理解し、住民協働による緑地づくりの内容が、本計画にふさわしいものとなっているか。 ・住民協働プログラムの内容が、本緑地に適し、住民にとって魅力的な内容となっているか。 ・住民協働プログラム、区民との合意形成を図るワークショップを実施するうえで、到達する目的が明確で、スタッフの能力、役割分担を踏まえ、実現可能な内容となっているか。
⑤ スケジュール案	・各業務の工程や関係性が明らかになり、実現可能な工程となっているか。
⑥ 見積書	・見積金額の妥当性と作業量、業務内容の配分が適正か。

(1) 企画提案に関する世田谷区発行の参考資料

世田谷区のホームページ上で掲載している下記の資料を参考とすること。

- ・世田谷区基本構想
- ・世田谷区基本計画
- ・世田谷区都市整備方針
- ・世田谷区みどりの基本計画（別途行動計画）
- ・生きものつながる世田谷プラン（別途行動計画）
- ・世田谷区風景づくり計画
- ・（仮称）世田谷区立北烏山七丁目緑地事業基本構想（本編・概要版・資料編）

1 3. 参加表明書及び提案書（1次審査書類）の提出期間、提出先及び方法

(1) 提出期間

令和6年2月29日（木）から3月6日（水）まで（土・日曜日、祝日を除く9時から17時まで）

(2) 提出先

みどり33推進担当部みどり政策課みどり保全・創出担当（公園等事業）

世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎2階B棟21番窓口

（電話03-6432-7903）

(3) 提出方法及び部数

持参により提出すること。提出時に提出書類に過不足がないか確認し受付とする。

【参加表明書】

- ・参加表明書一式 【11.(2)①~⑧】 1部

※②～⑧を2穴紙ファイル等に綴じ①を添えて提出する。

【提案書】

- ・提案書（1次審査書類一式）（正本）【11.（3）①～⑨】 1部
- ・提案書（1次審査書類一式）（副本）【11.（3）①～⑨】 7部
（11.（3）①～⑥、⑧～⑨をそれぞれクリップ留めとし、⑦を添えて提出する。）

14. 1次審査結果の通知

1次審査通過者へは、2次審査招請通知を、令和6年3月18日（月）に書面により送付する。2次審査へ招請を行わない事業者に対してもその旨を書面にて通知する。なお、2次審査の会場や日時等の案内もあわせて通知する。

15. 2次審査の方法

2次審査は、提出された1次審査書類を用いてヒアリング審査を実施する。

(1) 審査委員会及び評価基準

2次審査は、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱に基づき、審査審査委員会を設置し、下記審査項目及び別に定める審査要領に沿って点数を付け順位を決定する。

(2) ヒアリングの実施

提案書（2次審査書類）の内容について、配置予定の主任技術者及び担当技術者に対してヒアリングを実施し、審査する。

提案の説明は、①提出された提案書の説明（30分）、②本業務で発揮したい実績・能力を踏まえた取り組み姿勢についての説明（10分）あわせて40分とし、その後20分程度の質疑を行う。

説明に用いる資料については、①提出された提案書の説明は、既に提出した提案書を用いて説明を行う。②本業務で発揮したい実績・能力を踏まえた取り組み姿勢についての説明は、ヒアリング当日に審査の参考資料とするため、プレゼンテーション等投影する資料（写）等8部を持参すること。なお、配布資料は審査の対象としない。

プロジェクター及びパソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること（スクリーンは区で用意）。

ヒアリング実施にあたっては、「主任技術者」、「公園計画に関する担当技術者」、「住民協働に関する担当技術者」、「生物に関する知見を有する技術者」は必ず出席すること。説明や質疑においては、以下の表のとおり、各技術者が説明を行うこととする。事業者側の出席者は計7名までとする。

ヒアリングの実施

説明項目	内 容	時 間
① 提出された提案書の説明	提出された提案書の説明 提出した提案書の説明を行う。説明に用いるプレゼンテーション等投影する資料は、提案書に記載の内容に加え、必要に応じて事例や資料等を用いて説明することができる。以下の説明項目のとおり、説明者を指定する。	30分
・業務実施方針	【説明者は任意とする】	
・業務実施体制		
・(課題1) ランドスケープデザイン、生物を活かした緑地づくりに関する提案	【説明者は指名とする】 公園計画又は生物に関する知見を有する技術者が説明を行うこと。	
・(課題2) 住民協働に関する企画提案	【説明者は指名とする】 住民協働に関する技術者が説明を行うこと。	
・スケジュール案 ・見積書	【説明者は任意とする】	
② 本業務で発揮したい実績・能力を踏まえた取り組み姿勢についての説明	務で発揮したい実績や経験、能力、取り組み姿勢についてプレゼンテーションを行う。 なお、説明者は任意とする。	10分
③ 質疑応答	内容により質疑応答する技術者を指名することがある。	20分

ヒアリングの資料

説明項目	準備する資料等
① 提出された提案書の説明	ヒアリング当日に、審査の参考資料とするため、プレゼンテーション等投影する資料(写)等8部を持参すること。なお、配布資料は審査の対象としない。
② 本業務で発揮したい実績・能力を踏まえた取り組み姿勢についての説明	
③ 質疑応答	特になし。

ヒアリング実施予定日：令和6年3月下旬

会場、日時等の詳細については、審査対象者に電子メールにより通知する。

【2次審査の項目】業務の趣旨、参加条件を踏まえ以下の評価基準を定める。

審査項目		評価項目
ヒアリング	説明能力	・提案書の内容をよく補完し、簡潔かつ明快、論理的で一貫した説明となっているか。
	取り組み意欲	・本業務への取り組みに対して熱意や取り組み意欲があるか。
	コミュニケーション能力	・質問に対する応答が明快かつ的確か。 ・住民参加や事業者との協働を想定し、適切なコミュニケーション能力を有しているか。
	技術者能力	・主任技術者、各担当技術者は、資格や能力、取り組み事例、実績等を踏まえ、専門技術を十分に発揮し、本業務を履行できる能力が備わっていると判断できるか。 ・提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける実績等が明らかになっているか。
	取り組み体制	・主任技術者、各担当技術者の役割分担は明確で、適切に業務を履行できる取り組み体制となっているか。 ・主任技術者はじめ各技術者が共同で業務を履行するにあたり、円滑に機能する取り組み体制となっているか。

16. 審査結果の通知

1次審査、2次審査結果を合計し、評価点が最も大きい提案をした提出者を委託候補業者として選定する。審査結果は、令和6年4月中旬頃、提案書を提出した者に電子メール及び郵送により通知する。

17. スケジュール

- 手続き開始の公告 令和6年2月8日(木)
- 説明書の交付期間及び現場見学の申し込み期間 令和6年2月8日(木)～2月26日(月)
- 質問書受付期間 令和6年2月19日(月)～2月27日(火)
- 現地見学会 令和6年2月29日(木)、3月1日(金)
- 質問回答書送付及び区ホームページ掲載日 令和6年3月4日(月)
- 参考資料貸与申込み期間 令和6年2月8日(木)～2月26日(月)
- 参加表明書及び提案書の提出期間 令和6年2月29日(木)～3月6日(水)
- 1次審査 令和6年3月11日(月)～13日(水)
- 2次審査招請通知 令和6年3月18日(月)

- ヒアリング審査 令和6年3月下旬 ※別途通知
- 審査結果の通知 令和6年4月中旬
- 契約予定時期 令和6年4月下旬

18. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

(3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

(5) 提案者の失格について

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。詳細は別紙を参照すること。

19. 担当部署

世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課 担当 酒井・白井

世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎2階（電話03-6432-7903）

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,330 円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件^(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
 電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
 FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水土	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間あたり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年12月21日告示によるものです。
適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。